

武蔵村山市における東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業
補助金交付要綱第5の1アに規定する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（26都市住民第1714号。以下「都補助要綱」という。）第5の1アに規定する武蔵村山市（以下「市」という。）が事業者を求める基準（以下「市基準」という。）について定めるものとする。

(基準)

第2条 市基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 入居者については、全体のおおむね8割以上を武蔵村山市民とすること。
ただし、入居可能日から起算して1か月以上空き室となっている場合はこの限りではないが、当該期間以降も入居者の決定にあたっては常に武蔵村山市民を優先すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例が適用されるサービス付き高齢者向け住宅であること。
- (3) 併設又は近接して医療・介護を連携する地域密着型サービス事業所等の事業者が提供するサービスについて、入居者以外の地域住民も利用できるようにすること。
- (4) 併設又は近接して医療・介護を連携する地域密着型サービス事業所等の事業者以外のサービスを入居者が自由に選択できるようにすること。
- (5) 事業者は、建設にあたり近隣住民に対して説明会等を行い、十分に事業計画の説明を行うこと。
- (6) 建築基準法や消防法等、法令でスプリンクラーの設置義務がない場合や免除される場合であっても、高齢及び要介護状態の入居者の安全に十分な配慮をするために、出来る限り、各居室等へスプリンクラーを設置するよう努めること。
- (7) 年度終了ごとに入居者状況を市に報告すること。また、市から求めがあったときには入居者の状況等を市に報告すること。
- (8) 関係する法令、通知等を遵守すること。

附 則

この基準は、平成27年9月11日から施行する。